

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う建設工事等における入札等の取扱いについて

令和元年5月24日  
多賀城市総務部管財課

消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）が令和元年10月1日から引き上げられることに伴い、建設工事及び工事に係る設計等業務委託（以下「工事等」という。）については、消費税率の経過措置<sup>\*</sup>の指定日が、平成31年4月1日とされています。

このことにより、本市における工事等に係る入札等に係る、消費税率の取扱いについては、下記のとおりとするので、お知らせいたします。

※令和元年10月1日以降に引渡しを行う工事等について、消費税率の改正の影響を受けずに消費税率8%が適用される特例

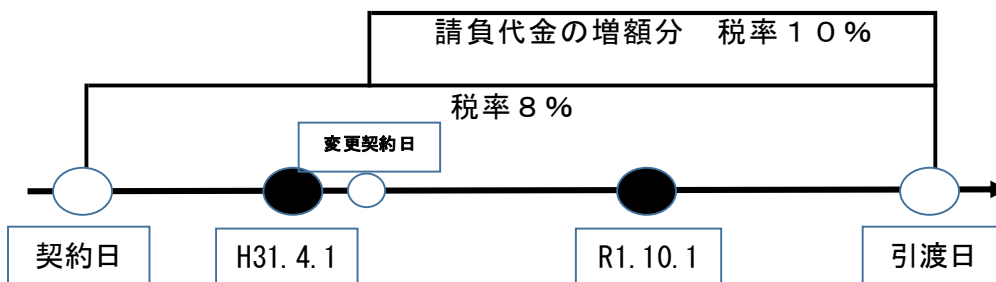
記

1 消費税率引上げに伴う対応及び基本的な取扱い

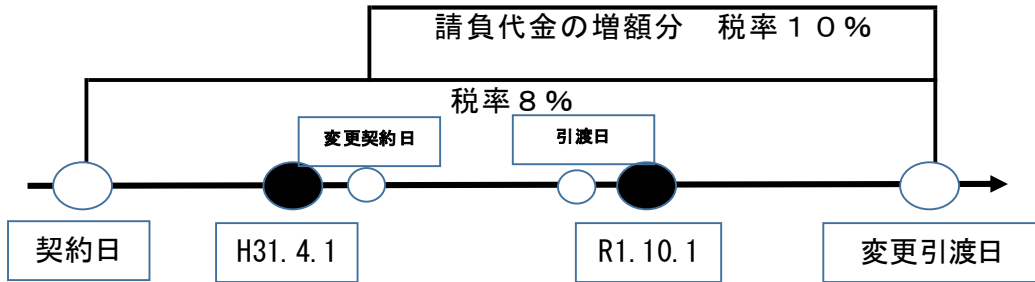
- (1) 平成31年4月1日以降に契約を締結する工事等で、令和元年10月1日以降に引渡しを行う予定のものについては、消費税率10%とする。
- (2) 令和元年9月30日までに引渡し予定の工事等は、契約日に関わらず、消費税率8%とする。

2 設計変更等に伴う取扱い

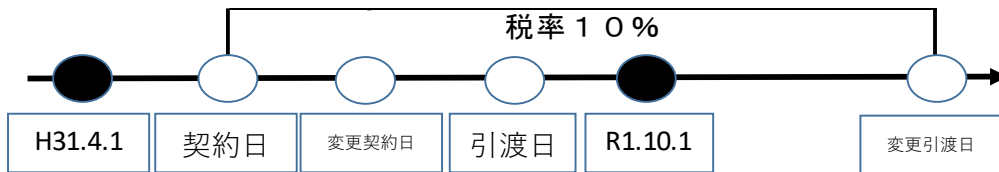
- (1) 平成31年3月31日までに契約を締結した工事等であって、次に掲げるものは、それぞれに規定する消費税率とする。
  - ア 令和元年10月1日以降に引渡しを行う工事等は、平成31年4月1日以降の設計変更等に伴う契約金額の増額分（受注者の責によるものは除く。）について、消費税率10%とする。



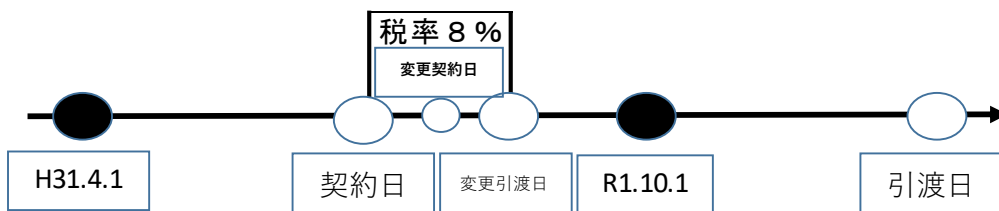
イ 令和元年9月30日までに引渡しを行う工事等のうち、工期の延長により引渡しが令和元年10月1日以降になるもの（受注者の責によるものは除く。）について、ア同様に契約金額の増額分について、消費税率10%とする。



(2) 平成31年4月1日以降に契約を締結し、令和元年9月30日までに引渡しを行う工事等で、工期の延長により引渡しが令和元年10月1日以降になるもの（受注者の責によるものは除く。）については、契約金額及び増額分に適用される消費税率を10%とする。



(3) 平成31年4月1日以降に契約を締結し、令和元年10月1日以降に引渡しを行う工事等で、工期の短縮により令和元年9月30日までに引渡しとなるものについては、契約金額に適用される消費税率を8%とする。



### 3 前金払（中間前金払を含む。）及び部分払について

建設工事の前金払（中間前金払を含む。）及び部分払については、適用される消費税率に関わらず、受注者から請求時点の契約金額の総額を基に算定する。

#### 4 その他

- (1) 入札等においては、適用される消費税率が10%となる案件に関しては、入札公告又は指名通知書等に「本案件は、消費税及び地方消費税相当額10%として取扱います。」と記載しますので、入札書等に記載する金額については、入札公告や指名通知等において十分ご確認願います。
- (2) (1)につきましては、令和元年10月1日以降に発注する案件については、記載いたしません。
- (3) 元号改正に伴い、令和元年5月1日以降、元号の表記については、「令和」を使用することとします。  
なお、初年の表記については、「令和元年」とします。

担 当：総務部管財課管財契約係 T E L：022-368-1141（内 462）
--